

琉球大学医学部及び琉球大学病院移転整備に係る宜野湾市の地元企業活用に関する意見書

キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区は、平成 27 年 3 月末に米軍から返還され、平成 27 年 6 月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針 2015 において「琉球大学医学部及び同附属病院の移設など高度な医療機能の導入をはじめとする駐留軍用地跡地の利用の推進を図る」との方針の中、現在は沖縄健康医療拠点为核心とした新たなまちづくりに向け、市土地区画整理事業による整備が進められている状況であります。

国においては、令和 2 年度沖縄振興予算で沖縄健康医療拠点整備経費 89 億円を計上しており、本市としても経済の活性化に大きな期待を寄せているところであります。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、中小・小企業が大多数を占める本市の経済は多大な被害を受けております。

本市としては、市内事業者の経営基盤の回復と安定を図るとともに、地域経済の活性化に取り組み、元気な宜野湾市を創出することが責務であり、今後の基地跡地利用のモデルとなる大規模な開発事業が景気回復の一つの起爆剤となるよう、市内事業者の事業参画の実現に向けた支援に取り組むことが必要であります。

つきましては、本市の経済振興、雇用拡大等の大局的見地から、引き続き本市商工業の育成・活性化を図りつつ、宜野湾市地元企業の有効かつ効率的な活用に向け、下記事項について、優先利用等の特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 一 「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に記述のある「中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫」の取組を強力に推進していただくこと。
- 一 公民連携整備導入による福利厚生施設等の建設発注をする際は、分離・分割発注を徹底するとともに、市内に本社を置く事業所が設計の初期段階から資機材調達や施工方法の検討にかかわることができる受注体制の整備を検討していただくこと。
- 一 工事期間を通して建設工事現場において提供される飲食（弁当・自動販売機等）の販売許諾について、市内に本社を有する事業者を要件とすること及び移設工事にかかわる宿泊や昼夜の飲食、日用品等の購入についても同様に地域の発展と活性化に資するよう市内事業者の活用に努めていただくこと。
- 一 施設整備後のメンテナンス業務（修繕、植栽維持等）については、地元の利点を生かし、専門性に応じて迅速、柔軟に対応可能な市内事業者への発注に努めていただくこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 24 日

沖縄県宜野湾市議会